

平成23年度 「対話と実行」座談会実施要領

1 趣旨

地域の方々との対話を通じて、地域の実情を把握し、地域の声を庁内で共有して県政に反映させるとともに、県民の県政に対する理解を深めていただく。

2 実施形式

次の地域ブロックごとに開催する。

安芸：①室戸市・東洋町・中芸（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村）

②安芸市・芸西村

物部川：南国市・香南市・香美市

嶺北：本山町・大豊町・土佐町・大川村・

高知市：高知市

仁淀川：土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村

高幡：須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町

幡多：四万十市・宿毛市・土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町

3 参加者

実施地域ブロックで活動されている各分野の方

4 テーマ

地域の活性に向けて

5 開催期間

平成23年4月から平成23年9月末まで

6 開催時間

1回あたり2時間程度

7 県の出席者

知事、総務部長等

8 座談会の公開

原則として公開とする。

なお、地域住民や市町村の関係者などが傍聴できるように、周知を図ることとする。

9 実施結果のとりまとめ

広報広聴課は、座談会の終了後、会の概要をとりまとめる。概要は、庁内で共有するとともに、県ホームページに掲載し、公表する。

10 意見等の共有

- (1) 参加者の意見等に対して回答を要する場合は、当該意見等を所管する部局内で検討を行う。
- (2) 所管部局は、検討結果について広報広聴課に報告する。
- (3) 広報広聴課は所管部局の検討結果をとりまとめて、必要に応じ参加者に回答する。

11 事務局

事務局は、広報広聴課におく。

12 その他

この要領は、平成23年4月1日から施行する。